

(案)

令和7年 月 日

利根町長 佐々木 喜章 様

利根町総合振興計画審議会
会長 坂野 喜隆

第5次利根町総合振興計画後期基本計画について（答申）

利根町総合振興計画条例（平成30年6月8日条例第12号）に基づき、令和5年7月28日付け利政第47号により、本審議会に諮問のあった第5次利根町総合振興計画後期基本計画について、慎重に審議した結果、本計画は適切な計画であるとの結論に達しましたので、答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項に配慮され、まちづくりの将来像であります「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に努められるよう要望いたします。

記

1. 先人達が築き上げてきた本町を次の世代へと引き継いでいくために、歴史や文化、自然など本町の有する魅力を学び触れる機会を通じて、地域に誇りと愛着を持ち、そして将来を担いたいと考えるような人材を育てていくまちづくりに積極的に取り組むこと。
2. 人口減少・少子高齢化が進行する本町の現状を踏まえ、様々な課題克服に向け、行政分野を超えて庁内横断的に対応するとともに、町民が自分らしい生き方ができるよう暮らしの満足度を高めるまちづくりに取り組むこと。さらに、本町で生まれ育った若者の夢や希望がこの地で叶えられるよう、官民が連携し積極的にまちづくりに取り組むこと。
3. まちづくりに関わる外部人材や民間事業者のみならず、外国人も含め、町内外の様々な人々との繋がりを強めながら、小さな町だからこそ出来ることに積極的にチャレンジし、新たな町の魅力づくりに向けて継続的に取り組むこと。
4. 本計画の推進にあたっては、指標の達成状況のみならず、施策・事業の実施状況や推進上の課題を的確に把握し、毎年度の行財政運営に反映されるよう、行政評価システムとの連携性をさらに高めながら、実効性のある進捗管理に取り組むこと。

答申にあたっての参考資料

1. 答申のスタイル

答申書は、発議者（今回は利根町長になります）による諮問書に対して、会議を行う会長名により提出するものです。答申書は、会議における合意事項を答申の主文に記載し、審議会等の中で頂いたご意見等、今後の展開に向けて特に留意されたい点などを意見として付記し付帯意見とする場合が一般的です。（箇条書きで記載するパターンや文章等でまとめるパターンなど、スタイルは様々です。）

※諮問：諮問とは、ある事案に関して、審議会などに問い、見解を求めることを言います。今回の場合は、令和5年7月28日付け利政政第47号において諮問事項が示されました。

※答申：答申とは，諮問を受けた機関（今回の場合は利根町総合振興計画審議会）が，諮問された事案について，議論した内容を取りまとめ回答することを言います。

《一般的な答申書のスタイル》

(宛 名)	(書 類 番 号) (日 付)
	(審 議 会 名 称) (審 議 会 会 長 名)
(標 題)	
(主 文) (例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け（書類番号も記載）で諮問事項について、本審議会では慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申する。	
記 1. ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 2. ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

2. 答申案に関する解説

これまでの審議会等における委員の皆様のご意見を踏まえ、今後の総合振興計画の推進上での思いをまとめ、答申としてまとめました。これらを参考に答申案の検討にあたって、次頁以降に、答申案の内容とその記載の背景となった審議会等の内容や参考となる資料を整理しました。

(案)

(日付)

令和7年 月 日

(宛名)

利根町長 佐々木 喜章 様

(審議会名称－審議会会長名)

利根町総合振興計画審議会
会長 坂野 喜隆

(標題)

第5次利根町総合振興計画後期基本計画について（答申）

(主文)

利根町総合振興計画条例（平成30年6月8日条例第12号）に基づき、令和5年7月28日付け利政令第47号により、本審議会に諮問のあった第5次利根町総合振興計画後期基本計画について、慎重に審議した結果、本計画は適切な計画であるとの結論に達しましたので、答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項に配慮され、まちづくりの将来像であります「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に努められるよう要望いたします。

(記書き)

記

(本文)

1. 先人達が築き上げてきた本町を次の世代へと引き継いでいくために、歴史や文化、自然など本町の有する魅力を学び触れる機会を通じて、地域に誇りと愛着を持ち、そして将来を担いたいと考えるような人材を育てていくまちづくりに積極的に取り組むこと。

【記載の参考としたご意見等】

- ・地域の愛着が持てるというのが、住み続けたい理由の中の2番目にある。何をすれば地域の愛着が高まるのか。そういうところを掘り下げることで、逆に地域の魅力を気づかせてくれるのではないか。

(参考)

- ・まちづくりの主役を町民として定義づけた利根町みんなのまち基本条例（自治基本条例）には、総合振興計画の位置づけもある。

2. 人口減少・少子高齢化が進行する本町の現状を踏まえ、様々な課題克服に向け、行政分野を超えて庁内横断的に対応するとともに、町民が自分らしい生き方ができるよう暮らしの満足度を高めるまちづくりに取り組むこと。さらに、本町で生まれ育った若者の夢や希望がこの地で叶えられるよう、官民が連携し積極的にまちづくりに取り組むこと。

【記載の参考としたご意見等】

- ・マズローの欲求5段階説というのがある。一番上位が自己実現の欲求とかで5段階あるが、下のところから順番に改善しないと、社会的な満足というところになかなか至らない。(第1回審議会)
- ・町の高齢化率は約45%。ニュータウンの高齢化率はさらに高い。同じような問題で悩んでいるのであれば、共通のプラットフォームで解決していく必要がある。(第2回審議会)
- ・町の抱える課題や危機感を共有し、行政の取り組みを発信してほしい。(第2回審議会)
- ・9割以上が将来は町から出ていく。(中学生ワークショップの実施結果)

3. まちづくりに関わる外部人材や民間事業者のみならず、外国人も含め、町内外の様々な人々との繋がりを強めながら、小さな町だからこそ出来ることに積極的にチャレンジし、新たな町の魅力づくりに向けて継続的に取り組むこと。

【記載の参考としたご意見等】

- ・最近では、住民の種類が変わってきている。新しい転入者の層もある程度みられる。外国人も増えている。住民の種類が多様化し、それぞれのセグメントごとにメリハリをつけた施策体系になればいい。(第1回審議会)
- ・外国人の方々が増えているところも一つ利根町らしさとして加えることができる。(第2回審議会)
- ・やはり小さい町だからできることがあるんだと。こういった意味ではきめ細かい教育も含めて、行政サービスも色々できるのではないかな。(第2回審議会)

4. 本計画の推進にあたっては、指標の達成状況のみならず、施策・事業の実施状況や推進上の課題を的確に把握し、毎年度の行財政運営に反映されるよう、行政評価システムとの連携性をさらに高めながら、実効性のある進捗管理に取り組むこと。

【記載の参考としたご意見等】

- ・行政評価においては、自己点検・自己評価においても理由が重要である。(第3回審議会)